

加東市立東条中学校いじめ防止基本方針

加東市立東条中学校

1 学校の方針

本校は、『明るく・正しく・美しく』を校訓とし、『自ら学び、心豊かに将来をたくましく生き抜く生徒の育成ー「つながりとまとまり」を意識した実践ー』を教育目標としている。また、「生きてはたらく学力を育てる学校」「学習環境が整備され、落ち着きのある学校」「学校・家庭・地域が信頼で結ばれている学校」を学校経営の重点としている。信頼される教育活動を展開し、「自ら考え主体的に判断し、学び続けようとする生徒」「自分を信じ、自己決定ができる生徒」「自分を大切にし、互いに助け合う生徒」を育てていくことを目指している。

そのためすべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

本校は、加東市の東部に位置し、東条川沿いに田園地帯が広がり、自然豊かな環境である。小学校区が二つあり、生徒は小さいころからお互いをよく知りあっている。全体的には落ち着いた生活態度であり、素直で明るく、挨拶もよくする生徒が多い。保護者や地域は学校に協力的であり、教育に対する関心も高い。

本校の生徒指導推進計画の中で、いじめに対しての具体的な指導内容として「①担任が被害者より詳しい事情を聴き、実態を把握する ②それぞれの事情を考慮しながら、双方への指導を行う。協議の後、学級・学年指導を行う ③指導後のいじめが継続していないかを全教師が観察し、再発を防止する」と定めている。同時に、すべての教職員が、次のような認識を持ち取り組んでいく。

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(『いじめ防止マニュアル』(兵庫県教育委員会)より)

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応していく。そして教職員が生徒とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、以下の体制を構築し、取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 全体計画

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等の重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。